

○公益社団法人さいたま観光国際協会ポストコンベンション開催助成金交付要綱  
(制定 平成25年4月1日 要綱第2号)

改正 平成25年10月 1日 規則第5号  
改正 令和 2年 1月 27日 要綱第5号  
改正 令和 3年 11月 15日 要綱第5号  
改正 令和 4年 10月 31日 要綱第4号  
改正 令和 6年 8月 20日 要綱第4号  
改正 令和 7年 2月 7日 要綱第8号

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市におけるコンベンションの誘致、開催の推進及び、さいたま市の観光魅力の発信強化を図るため、公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「協会」という。）が実施するポストコンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 助成金交付の対象とするコンベンションは、次の各号に掲げるすべての要件を充たすものとする。

- (1) さいたま市内の会場を主たる会場として開催される大会、会議等であること
  - (2) 産業・経済、学術・文化、国際交流の振興等に寄与するものであること
  - (3) 国際会議等の場合は、日本を含む3ヶ国以上から50人以上の参加者があるものとし、国内会議等の場合は、関東全域以上から100人以上の参加者があること
  - (4) 会期が2日間以上であること。ただし、会期が1日であっても、総参加者数のうち相当数がさいたま市内の宿泊施設への宿泊を伴うと判断できるものについては、この限りではない。
  - (5) 政治的、宗教的な活動を目的とするものでないこと
  - (6) 主催団体が国又は地方公共団体以外の団体であること
  - (7) 営利活動を目的としないものであること
  - (8) 協会の実施するコンベンション調査を依頼した場合、充分な結果が得られるよう協力できること
- 2 当該コンベンションが、さいたま市及び協会から補助金の交付又は、これに類する支援を受けていないこと。

ただし、協会が実施するコンベンション開催助成金及び大規模国際コンベンション開催助成金を併用する場合は、この限りではない。

(対象事業及び交付額)

第3条 助成金の交付対象となる事業及び経費、交付額は、前条の対象コンベンションに付随して実施される事業で、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ユニークな会場を利用した意見交換会

- ア 市内の観光・文化施設等ユニークな会場を利用した意見交換会であること。
- イ 助成の対象とする経費は、意見交換会で利用する会場の使用料、機材使用料、ケータリング代、会議・宿泊施設などとの往復に要するバス借り上げ費用等とする。

(2) エクスカーション

- ア 市内の観光施設を1ヶ所以上立ち寄るエクスカーションであること。
- イ 助成の対象とする経費は、エクスカーションの移動に要するバス借り上げ費用とする。

(3) アトラクション

- ア 式典や意見交換会等において披露される、市の伝統芸能、その他市の文化や魅力の発信に資するプログラムであること。
- イ 助成の対象とする経費は、アトラクション派遣にかかる費用とする。

2 前項に掲げる助成の対象とする経費は、市内に事務所を置く事業者に支出するものに限る。

3 交付額は(1)～(3)の各事業いずれか1つの申請とし、対象経費の2分の1以内で、20万円を限度とする。

(交付総額と算出方法)

第4条 助成金の交付総額は年度予算額の範囲内とする。

2 申請受付同日に複数の交付の要件を満たす申請があり、当該申請総額が年度の予算残額を超える場合、各申請に対する交付額は、予算残額を当該申請総額で除した割合を、申請金額に乗じて算出する。

3 千円未満の端数が発生した場合、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする主催又は主管団体の代表者（以下「申請人」という。）は、次の各号の書類をコンベンション開催前年度の3月の第一営業日から開催期日の1ヶ月前（ただし当該日が休業日の場合にはその翌営業日）までに協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) ポストコンベンション開催助成金交付申請書（様式第1号）

- (2) 事業・予算計画書（様式第1号の2）
- (3) 助成の対象となる経費の見積書又はその写し
- (4) 定款、寄附行為、会則又は規約等
- (5) その他、助成金の交付にあたって必要と認められる資料  
(交付の決定及び通知)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が助成金を交付すべきものと認めたときは、ポストコンベンション開催助成金交付決定通知書（様式第2号）を通知し、交付すべきでないと認めたものについては、ポストコンベンション開催助成金不交付決定通知書（様式第3号）を通知する。

（申請内容の変更）

第7条 助成金の交付の決定を受けた申請人は、決定後にその事業内容等が変更又は中止となった場合は、すみやかにポストコンベンション開催助成金事業変更交付申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。ただし、助成金額の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 会長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、ポストコンベンション開催助成金事業変更交付決定通知書（様式第5号）により申請人に通知する。

（実績報告・請求）

第8条 助成金の交付決定を受けた申請人は、コンベンション終了後すみやかに次の各号の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) ポストコンベンション開催報告書兼請求書（様式第6号）
- (2) 事業・収支報告書（様式第6号の2）
- (3) 助成の対象となる経費の領収書又は請求書の写し
- (4) 当日のプログラム
- (5) その他、助成金の交付にあたって必要と認められる資料

（交付額の確定）

第9条 会長は、前条の開催報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認められる場合は、助成金の交付額を確定し、ポストコンベンション開催助成金交付額確定通知書（様式第7号）により申請人に通知する。

（助成金の交付）

第10条 会長は前条の規定により交付額を確定したときは、申請人名義の銀行口座に直接振込むことにより助成金の交付を行うものとする。

（交付の取消等）

第11条 会長は、前各条の規定にかかわらず、助成金の交付決定を受けた申請

人が、次の各号に該当する場合には交付決定を取り消すことができる。また交付後においては、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項その他に虚偽又は事実と相違する記載があった場合
- (2) この要綱又はこれに基づく会長の指示に違反した場合
- (3) その他、会長が不適当な事由があると認めた場合

(補則)

第12条 前各条の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

#### 附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年10月1日規則第5号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日要綱第5号）

この要綱は、令和2年1月31日から施行し、令和2年4月1日以降に開催されるコンベンションにおいて助成金交付申請を行う者から適用する。

附 則（令和3年11月15日要綱第5号）

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

附 則（令和4年10月31日要綱第4号）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則（令和6年8月20日要綱第4号）

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

附 則（令和7年2月7日要綱第8号）

1 この要綱は、令和7年2月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に助成金の交付の申請を行ったものについて適用し、同日前に交付の申請を行ったものについては、なお従前の例による。